# I.県道三保駒越線の基準について

# (1)目標:世界文化遺産「富士山」への魅力ある眺望軸を形成する景観づくり



# 景観

個別方針 背景の富士山への眺望に配慮するとともに、沿 道のまち並みにまとまりを感じることができる景観の形成を 目指す。

# 屋外 広告

個別方針 富士山が眺める ことのできる、7 mラインを広告 物の上限とし、 景観形成を目指 す。

※15mは、現状設置可能な最高 高さです。





- 〇突出した高さの建物を避ける
- 〇広告物の設置は7m以下
- 〇派手すぎない落ち着いた色彩



世界文化遺産「富士山」への魅力ある眺望軸を形 成する

# (2)景観計画重点地区の景観形成基準



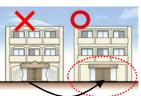
#### 配置・規模

○周辺の建築物から突出した高さ を避け、一体的なまち並みを創出 するため、建築物の高さは、原則、 10m以下とする。※詳細は本編参照 ○10mを超える場合は**10mを超** える部分を下階(県道三保駒越線 に面する部分)から1m以上後退 する。



# 形態•意匠

○富士山の魅力を際立たせるた め、過度な装飾等は避け、でき る限りシンプルなものとする。 〇長大な壁面が生じる場合は、 沿道への圧迫感を軽減するため、 外壁の素材やパターン等を工夫 する。



外観に派手な装飾は避け、 シンプルで飾りのない意匠 とする



沿道に与える圧迫感を軽 減するため、バルコニー等 により壁面に凹凸を設ける

# 色彩(建築物・工作物)

○派手過ぎる色彩と せず、別表1の範囲 とする。

3





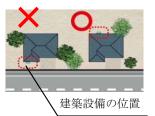
派手で多数の色使いの外壁・屋根・工作物を避け周辺 の建築物や自然景観と調和する落ち着いた色彩とする

# 4

#### 建築設備

○煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築設備や屋外 階段等は、建築物と一体的なデザインとするとともに、道路か ら直接見えない位置に設置する。

○やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和した色 彩の目隠し等による修景を行う。



室外機等は、木目調の 目隠し等で囲う

#### 外構•緑化等

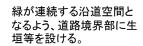
**(5)** 

○三保松原や背景の富士山等との調和と開放的な沿道景観を創出するため、道路境 界部に外構を設ける場合は、植栽等による緑化に努める。

○塀、かき及び柵を設置する場合は、閉鎖的なブロック塀等は避ける。また、構造は、 フェンス又は金網等で透視可能なもの、生け垣、木又は竹製のもの(合成樹脂等の擬 木、擬竹含む)とする。

○集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で 整備する。







7m

# (3)広告景観整備地区の整備基準

# 6

#### 共诵基準

○道路その他公共の土地に突き出な いものとする。

⇒自己所有の土地内で完結する広告 ○電飾設備は、動光、点滅照明、回 転するもの及びネオン管、発光ダイ オード(LED)の光源が直接見える構 造のもの(広告物を直接照らすものを 除く。)その他これらに類するものを使 用しないものであること。

○地色は、彩度5以下にする。





回転灯



ネオン管露出



電光掲示板

# 野立てのもの

〇高さは地上7m以下

〇高さが4mを超えるものの個数は、1敷

〇表示面積は1面10m以内とし、合計は 20㎡以内



〇建築物の片側に集約、複数掲出 する場合は同一規格にすること。 〇外壁からの出幅は1m以下 〇表示面積の合計は10㎡以内



# 10

8

いもの

高さの2/3以下

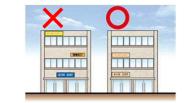
# 建築物の壁面及び塀を利用するもの

建築物の屋上に設置するもの

○表示面積は、その壁面面積の1/5以内 ○1つの広告物の表示面積は合計10㎡以内 ○複数設置する場合は、大きさや配置を揃 える。(同一規格)

〇設置高さは上端が7mを超えな

〇広告物の高さは設置個所までの



#### その他

〇工作物等を利用するもの突き出すものは設置不可 〇その他の広告物等アドバルーン・道路を横断するものは、設置不可

建築物の壁面から突き出すもの

# 別表1(③色彩)

- ○外壁の色彩は、三保松原や背景の富士山等の自然景観との調和に配慮するため、派手過ぎる色彩としない。
- ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。
- ○屋根の色彩は、三保松原や背景の富士山等の自然景観との調和に配慮するため、落ち着きのある色彩とする。
- ○「清水港・みなと色彩計画」で定める地区内の建築物等については、これによる。

#### 色彩の基準

外壁の色彩		
色相	明度	彩度
10R~4.9YR	8未満の場合	3以下
2.6Y~5Y	8以上の場合	2以下
5YR~2.5Y	8未満の場合	5以下
51K~2.51	8以上の場合	3以下
上記以外の	8未満の場合	2以下
有彩色	8以上の場合	1以下
無彩色	8.5以下	0
ボルロ	3以上	(使用可)

屋根の色彩		
色相	明度	彩度
10R~5Y		4以下
上記以外の 有彩色	6以下	2以下
無彩色		0 (使用可)

工作物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	_	4以下
無彩色		760

広告物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	_	5以下
無彩色	_	) N I'

#### (イメージ図)



# 参考資料

# ■マンセル表色系(色彩基準の数値)について

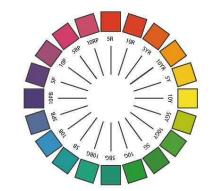
本ガイドラインは、建物や看板の色彩を客観的かつ正確に表すため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。マンセル表色系とは、色彩について「色相」「明度」「彩度」の3つの属性を組み合わせて表現するものです。

#### ①色相

色相とは色合いを表します。

色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、の10種の基本色で構成しています。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表現します。なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。

 $0R(=10RP) \rightarrow 1R \rightarrow 2R \rightarrow 3R \rightarrow 4R \rightarrow 5R \rightarrow 6R \rightarrow 7R \rightarrow 8R \rightarrow 9R$  $\rightarrow 10R(=0YR)_{\circ}$ 



#### ②明度

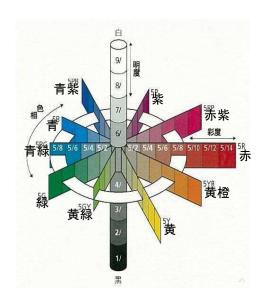
明度とは明るさを表します。

色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

#### ③彩度

彩度とは色の鮮やかさを示します。

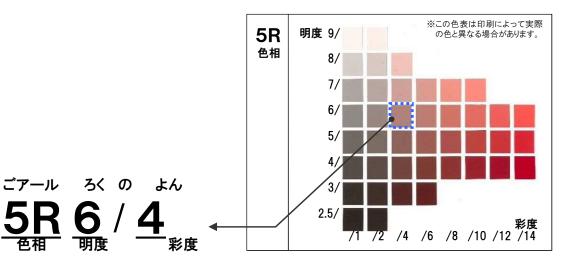
色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色により限界があるため、色相ごとの彩度の最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。



#### 4マンセル記号の見方

マンセル記号は、「色相 明度/彩度」の順に書き、例えば「5R6/4」は、「 $5P-\mu60$ 4」と読みます。

なお、彩度が0、明度が9のほぼ白色に近い無彩色は、 $\lceil N 9.0 \rfloor$ と表し、 $\lceil x y 9.0 \rfloor$ と読みます。



# Ⅱ.市道塚間羽衣線の基準について

#### (1)目標:名勝三保松原と調和した住商一体の魅力ある景観づくり



道路区域端から20mの等距離線の範囲内 の地域以内

個別方針 沿道の住宅地や背後の三保松原と商業施設等が一体 となった景観の形成を目指す。

# 屋外

個別方針 15mの上限高さから 5mを屋上広告物の 上限とし、野立広告

については、3mを上限とし、理想形 の景観形成を目指す。

※15mは、現状設置可能な最高



- 〇突出した高さの建物を避ける
- 〇広告物の設置は5m以下
- 〇派手すぎない落ち着いた色彩



三保松原等と調和した沿道景観を形成する

#### (2)景観計画重点地区の景観形成基準

# 配置•規模

○ゆとりある沿道景観を創出するため、建築物の外壁 又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離 は、1.0m以上とする。※詳細は本編参照

(対象:市道三保6号線から羽衣海岸線までの区間) ○周辺の建築物から突出した高さを避け、一体的なま ち並みを創出するため、建築物の高さは10m以下とす る。



#### 形態•意匠

○周辺の住環境と一体的な景観 を創出するため、過度な装飾等は 避け、できる限りシンプルなものと する。

○長大な壁面が生じる場合は、沿 道への圧迫感を軽減するため、外シンプルで飾りのない意匠 壁の素材やパターン等を工夫する。とする



外観に派手な装飾は避け、



沿道に与える圧迫感を軽 減するため、バルコニー等 により壁面に凹凸を設ける

# 色彩(建築物・工作物)

〇派手過ぎ る色彩とせ ず、別表2 の範囲とす る。

建築物の屋上に設置するもの



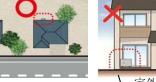


派手で多数の色使いの外壁・屋根・工作物を避け周辺 の建築物や自然景観と調和する落ち着いた色彩とする

# 建築設備

○煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築設備 や屋外階段等は、建築物と一体的なデザインとするとと もに、道路から直接見えない位置に設置する。

○やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和し た色彩の目隠し等による修景を行う。



建築設備の位置

室外機等は、木目調の 目隠し等で囲う

# 外構•緑化等

○三保松原の自然景観との調和と開放的な沿道景観を創出するため、壁面後退により確保され た空地は工作物等の設置を避け、植栽等による緑化や歩行可能な舗装整備とするなど、開放的 な空間の整備に努める。

〇塀、かき及び柵を設置する場合は、閉鎖的なブロック塀等は避ける。また、構造は、フェンス又 は金網等で透視可能なもの、生け垣、木又は竹製のもの(合成樹脂等の擬木、擬竹含む)とする。 ○集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備する。



緑が連続する沿道空間となるよ う、道路境界部に生垣を設ける。



# (3)広告景観整備地区の整備基準

#### 共通基準 6

- ○道路その他公共の土地に突き出ないものとする。
- ⇒自己所有の土地内で完結する広告

〇電飾設備は、動光、点滅照明、回転するもの及びネオン管、発光ダイオード(LED) 等の光源が直接見える構造のもの(広告物を直接照らすものを除く。)その他これら に類するものを使用しないものであること。

〇地色は、彩度5以下にする。



回転灯



ネオン管露出



電光掲示板

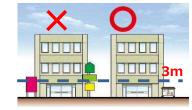
# 野立てのもの

〇高さは地上3m以下、1敷地につき1個

〇表示面積は1面3㎡以内とし、

合計は6㎡以内

〇道路境界から1m以上後退



高さの2/3以下

いもの





# 9

建築物の壁面から突き 出すもの

〇設置不可

# 建築物の壁面及び塀を利用するもの

○表示面積は、その壁面面積の5分の

〇広告物の表示面積は合計6㎡以内 ○複数設置する場合は、大きさや配置 を揃えたもの(同一規格)



〇設置高さは上端が5mを超えな

〇広告物の高さが設置個所までの

#### その他

〇工作物等を利用するもの突き出すものは設置不可 ○その他の広告物等アドバルーン・道路を横断する

ものは設置不可 〇のぼり設置不可

# 案内広告物

#### ■基本方針

新規路線であり、道路の開 通とともに案内板等が乱立す る可能性がある。三保半島に 相応しい景観を保全するため に、必須の内容等以外の規 制を設ける。

#### ■基準

①案内板等の設置場所から案内対象までの距離が10Km以内のも のであること。

②高さは、地上3m以下であること。道路区域から1m以内に設 置しないこと。

③案内板の表示面積は1㎡以内とし、サービス内容・商品名・写 真・絵等の表示がないもの。ただし、病院又は診療所については、 診療科目を表示できるものとする。

④案内板を設置する相互間隔は5m以上、個数は一敷地に1 個であること。

⑤地色は、彩度5以下のものであること。

⑥4者以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告 の表示面積が5㎡以内、1者当たりの表 示の部分の面積が1 **㎡**以内の**同一規格**であり、かつ、片面のみの表示であるもので あること。









# 別表2(3)色彩)

- ○外壁の色彩は、三保松原の自然景観と調和し、一体感のある景観を創出するため、派手過ぎる色彩としない。
- ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。
- ○屋根の色彩は、三保松原の自然景観と調和し、一体感のある落ち着きのある景観を創出するため配慮するため、落ち着きのある色彩とする。

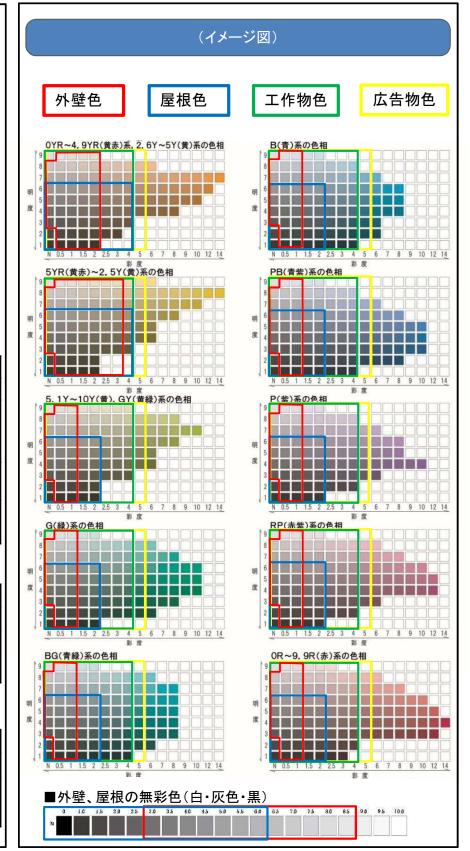
#### 色彩の基準

外壁の色彩			
色相	明度	彩度	
10R~4.9YR 2.6Y~5Y		2以下	
5YR~2.5Y	9以下	3以下	
上記以外の 有彩色		1以下	
無彩色	8.5以下 3以上	0 (使用可)	

屋根の色彩		
色相	明度	彩度
10R~5Y		4以下
上記以外の 有彩色	6以下	2以下
無彩色		0 (使用可)

工作物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色		4以下
無彩色		701

広告物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	_	5以下
無彩色	_	3201



# 参考資料

# ■マンセル表色系(色彩基準の数値)について

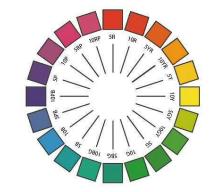
本ガイドラインは、建物や看板の色彩を客観的かつ正確に表すため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。マンセル表色系とは、色彩について「色相」「明度」「彩度」の3つの属性を組み合わせて表現するものです。

#### ①色相

色相とは色合いを表します。

色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、の10種の基本色で構成しています。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表現します。なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。

 $0R(=10RP) \rightarrow 1R \rightarrow 2R \rightarrow 3R \rightarrow 4R \rightarrow 5R \rightarrow 6R \rightarrow 7R \rightarrow 8R \rightarrow 9R$  $\rightarrow 10R(=0YR)_{\circ}$ 



#### ②明度

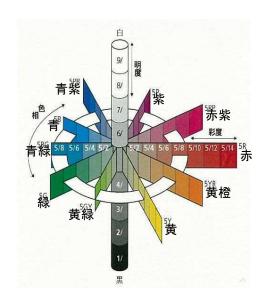
明度とは明るさを表します。

色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

#### ③彩度

彩度とは色の鮮やかさを示します。

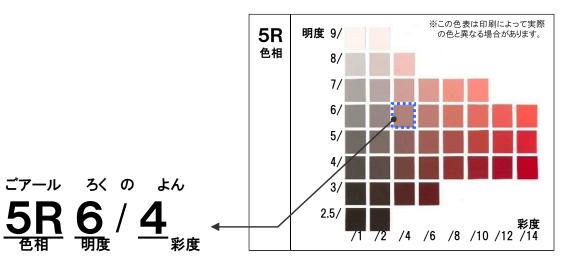
色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色により限界があるため、色相ごとの彩度の最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。



#### ④マンセル記号の見方

マンセル記号は、「色相 明度/彩度」の順に書き、例えば「5R6/4」は、「5アール6の4」と読みます。

なお、彩度が0、明度が9のほぼ白色に近い無彩色は、 $\lceil N 9.0 \rfloor$ と表し、 $\lceil x y 9.0 \rfloor$ と読みます。



# 市道羽衣海岸線の基準について

#### (1)目標: 名勝三保松原や駿河湾への眺望と一体となった連続性のある景観づくり



個別方針 新設道路の沿道のまち並みとして連続性を感じることので きる魅力ある沿道景観を目指す。

# 屋外

個別方針 三保松原と駿河湾眺望 が眺める東側は広告物 の設置を禁止とし、西側

は、5mを屋上広告物の上限とし、野立 広告については、3mを上限とし理想の 形の景観形成を目指す。

※15mは、現状設置可能な最高高さ



# 現状イメージ

〇突出した高さの建物を避ける 〇広告物の設置は5m以下 ○派手すぎない落ち着いた色彩

# 望む将来像

三保松原や駿河湾への魅力ある眺望と一体 となった景観を形成する

#### (2)景観計画重点地区の景観形成基準

# 配置•規模

〇周辺の建築物から突出した高さ を避け、一体的なまち並みを創出 するため、建築物の高さは、原則、 10m以下とする。※詳細は本編参照 ○10mを超える場合は**10mを超え** る部分を下階(市道羽衣海岸線に 面する部分)から1m以上後退す る。

〇ゆとりある沿道景観を創出する ため、建築物の外壁又はこれに代 距離は1.0m以上とする。

※詳細は本編参照

※ただし、「三保久能海岸風致地 区」の区域内については風致地区 における許可基準による。



#### 形態•意匠

〇三保松原や駿河湾等の自然景観と 一体的な景観を創出するため、過度 な装飾等は避け、できる限りシンプル なものとする。

○長大な壁面が生じる場合は、沿道 への圧迫感を軽減するため、外壁の 1 m以上後退 素材やパターン等を工夫する。



外観に派手な装飾は避け、 シンプルで飾りのない意匠 とする

沿道に与える圧迫感を軽 減するため、バルコニー等

により壁面に凹凸を設ける

# 色彩(建築物・工作物)

〇派手過ぎる色彩 とせず、別表3の 範囲とする。



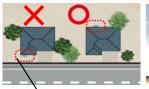
屋根の色彩 O

派手で多数の色使いの外壁・屋根・工作物を避け周辺 の建築物や自然景観と調和する落ち着いた色彩とする

# 建築設備

わる柱の面から道路境界線までの 〇煩雑な沿道景観となることを避けるため、建 築設備や屋外階段等は、建築物と一体的なデ ザインとするとともに、道路から直接見えない 位置に設置する。

> ○やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁 と調和した色彩の目隠し等による修景を行う。



建築設備の位置



室外機等は、木目調の 目隠し等で囲う

# 外構•緑化等

○松原や駿河湾等の自然景観との調和と開放的な沿道景観を創出するため、 壁面後退により確保された空地は工作物等の設置を避け、植栽等による緑化 や歩行可能な舗装整備とするなど、開放的な空間の整備に努める。

〇塀、かき及び柵を設置する場合は、閉鎖的なブロック塀等は避ける。また、 構造は、フェンス又は金網等で透視可能なもの、生け垣、木又は竹製のもの (合成樹脂等の擬木、擬竹含む)とする。

○集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等 で整備する。



緑が連続する沿道空間と なるよう、道路境界部に 生垣等を設ける。



# (3)広告景観整備地区の整備基準

# 共通基準

- ○道路その他公共の土地に突き出ないものとする。
- ⇒自己所有の土地内で完結する広告
- 〇電飾設備は、動光、点滅照明、回転するもの及びネオン管、発光ダイオー(LED)等 の光源が直接見える構造のもの(広告物を直接照らすものを除く。)その他これらに 類するものを使用しないものであること。

〇地色は、彩度5以下にする。



回転灯



ネオン管露出



雷光掲示板

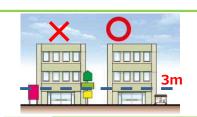
# 野立てのもの

〇高さは3m以下、1敷地につき1個 ○表示面積は1面3㎡以内とし、合計は 6㎡以内

〇道路境界から1m以上後退



〇設置不可



を揃えたもの (同一規格)

#### 建築物の屋上に設置するもの 8

〇設置高さは上端が5mを超えな いもの

〇広告物の高さが設置個所までの 高さの2/3以下





## その他

〇工作物等を利用するもの突き出すものは設置不可 〇その他の広告物等アドバルーン・道路を横断する ものは設置不可

○のぼり設置不可

# 案内広告物

■基本方針

新規路線であり、道路の開 通とともに案内板等が乱立す る可能性がある。三保半島に 相応しい景観を保全するため に、必須の内容等以外の規 制を設ける。

#### ■基準

①案内板等の設置場所から案内対象までの距離が10Km以内のも のであること。

②高さは、地上3m以下であること。道路区域から1m以内に設 置しないこと。

③案内板の表示面積は1㎡以内とし、サービス内容・商品名・写 真・絵等の表示がないもの。ただし、病院又は診療所については、 診療科目を表示できるものとする。

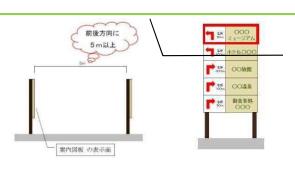
④案内板を設置する相互間隔は5m以上、個数は一敷地に1 個であること。

⑤地色は、彩度5以下のものであること。

⑥4者以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告 の表示面積が5㎡以内、1者当たりの表 示の部分の面積が1 **㎡**以内の**同一規格**であり、かつ、片面のみの表示であるもので あること。









建築物の壁面及び塀を利用するもの

1 以内

# 別表3(3色彩)

- ○外壁の色彩は、三保松原の自然景観と調和し、一体感のある景観を創出するため、派手過ぎる色彩としない。
- ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。
- ○屋根の色彩は、三保松原の自然景観と調和し、一体感のある落ち着きのある景観を創出するため配慮するため、落ち着きのある色彩とする。

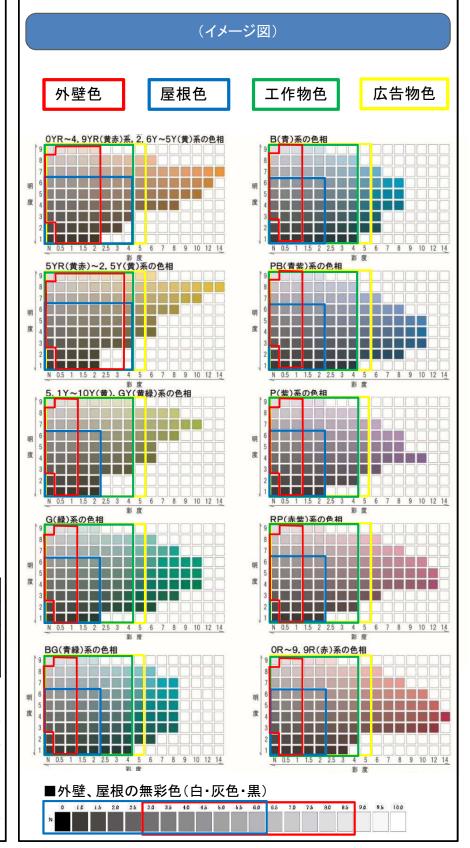
#### 色彩の基準

外壁の色彩			
色相	明度	彩度	
10R~4.9YR 2.6Y~5Y		2以下	
5YR~2.5Y	9以下	3以下	
上記以外の 有彩色		1以下	
無彩色	8.5以下 3以上	0 (使用可)	

屋根の色彩		
色相	明度	彩度
10R~5Y		4以下
上記以外の 有彩色	6以下	2以下
無彩色		0 (使用可)

工作物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	_	4以下
無彩色		701

広告物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	_	5以下
無彩色	_	3W 1



# 参考資料

# ■マンセル表色系(色彩基準の数値)について

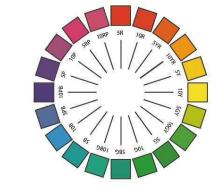
本ガイドラインは、建物や看板の色彩を客観的かつ正確に表すため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。マンセル表色系とは、色彩について「色相」「明度」「彩度」の3つの属性を組み合わせて表現するものです。

#### ①色相

色相とは色合いを表します。

色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、の10種の基本色で構成しています。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表現します。なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。

 $0R(=10RP) \rightarrow 1R \rightarrow 2R \rightarrow 3R \rightarrow 4R \rightarrow 5R \rightarrow 6R \rightarrow 7R \rightarrow 8R \rightarrow 9R$  $\rightarrow 10R(=0YR)_{\circ}$ 



#### ②明度

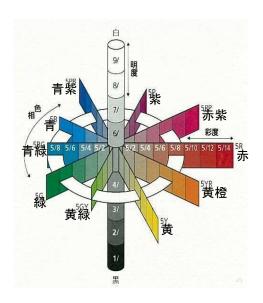
明度とは明るさを表します。

色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

#### ③彩度

彩度とは色の鮮やかさを示します。

色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色により限界があるため、色相ごとの彩度の最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。



#### 4マンセル記号の見方

マンセル記号は、「色相 明度/彩度」の順に書き、例えば「5R6/4」は、「 $5P-\mu60$ 4」と読みます。

なお、彩度が0、明度が9のほぼ白色に近い無彩色は、 $\lceil N 9.0 \rfloor$ と表し、 $\lceil x y 9.0 \rfloor$ と読みます。

